

新富町医療的ケア児等短期入所拡大促進事業助成金交付要綱をここに公表する。

令和7年7月1日

新富町長 小嶋 崇 嗣

新富町告示107号

新富町医療的ケア児等短期入所拡大促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療的ケア児者の子育て又は介護を行う家族の負担軽減のために行う短期入所の充実を図るため、短期入所事業所に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和46年新富町規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項及び第2項に規定する障害者又は障害児をいう。
- (2) 医療的ケア児者 町内に住所を有する日常において医療的な生活援助行為が必要な障がい者等であって、宮崎県医療的ケア児等短期入所拡大促進事業補助金交付要綱（令和6年4月1日福祉保健部障がい福祉課定め）別表1に規定する判定スコアが10点以上のものをいう。
- (3) 短期入所事業所 法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を行う法第36条第1項の規定による指定を受けた事業所（宮崎県立こども療育センターを除く。）をいう。
- (4) 医療型短期入所事業所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院において、短期入所を行う短期入所事業所をいう。
- (5) 福祉型短期入所事業所 医療型短期入所事業所以外の短期入所事業所をいう。
- (6) 利用日数 医療的ケア児者が短期入所を利用した日数をいう。
- (7) 利用回数 医療的ケア児者が緊急の場合に短期入所を利用した回数をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、医療的ケア児者の短期入所又は緊急の場合の利用調整を行った県内に所在する短

期入所事業所であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 県税及び市町村税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び新富町税条例（昭和35年新富町条例第52号）第45条の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。
- (4) その他助成が適当でない町長が認める事業所でないこと。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 同一年度に同一の医療的ケア児者が2箇所以上の短期入所事業所を利用し、当該利用日数の合計が60日を超える場合は、利用割合に応じて合計が60日になるように町長が按分した日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を利用日数とする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第7条の規定にかかわらず、新富町医療的ケア児等短期入所拡大促進事業助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に利用者状況報告書（様式第2号）及び誓約書（様式第3号）を添えて、町長に申請しなければならない。

（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、助成金の額を決定し、新富町医療的ケア児等短期入所拡大促進事業助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（交付方法）

第7条 助成金は、精算払により交付する。

（実績報告）

第8条 規則第13条第1項の規定による報告は、申請書に添付した書類をもって代えることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

区分		助成額	利用日数又は利用回数 の上限
短期入所の利用	医療型短期入所 事業所	12,000円に利用日数を乗じて 得た額	利用者1人当たり 年60日
	福祉型短期入所 事業所	7,000円に利用日数を乗じて 得た額	
短期入所の利用調整		7,000円に利用回数を乗じて 得た額	利用者1人当たり 年6回

年 月 日

新富町長 殿

申請者 所 在 地
名 称
代表者の職氏名

新富町医療的ケア児等短期入所拡大促進事業助成金交付申請書

標記助成金の交付を受けたいので、新富町医療的ケア児等短期入所拡大促進事業助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 円

《添付書類》

- (1) 利用者状況報告書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）

利用者状況報告書

利用者氏名		判定スコア
生年月日		合計 点

1 内訳

助成事業区分	利用実績	
	該当年度 利用月	日数
短期入所の利用	4月	日
	5月	日
	6月	日
	7月	日
	8月	日
	9月	日
	10月	日
	11月	日
	12月	日
	1月	日
	2月	日
	3月	日
合計	4月～3月	日
緊急の場合の利用調整	利用開始日	受入調整日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
合計		回

2 助成額

短期入所の利用	円 × 日	円
緊急の場合の利用調整	円 × 回	円
合計		円

注意事項

判定スコアの算出資料を添付してください。

年 月 日

新富町長 殿

申請者 所 在 地
名 称
代表者の職氏名

印

誓 約 書

私は、新富町医療的ケア児等短期入所拡大促進事業助成金の交付申請に当たり、以下の事項に相違ないことを誓約します。

- 1 新富町医療的ケア児等短期入所拡大促進事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第3号に掲げる事業所であること。
- 2 要綱第3条に掲げる助成対象者の要件を全て満たしていること。
- 3 新富町医療的ケア児等短期入所拡大促進事業助成金交付申請書及び添付書類の記載内容に虚偽がないこと。
- 4 その他要綱の規定を順守すること。

文 書 番 号
年 月 日

様

新富町長 小嶋 宗嗣

新富町医療的ケア児等短期入所拡大促進事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった標記助成金について、新富町医療的ケア児等短期入所拡大促進事業助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

交付決定額 円

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)